

キーワード：
図画工作科の各領域
学習指導要領
新たな学力観と指導
鑑賞活動

抄録

子供たちが夢中になって活動する図画工作の学習活動と授業、そこには様々な資質・能力を発揮して自分にとっての意味や価値をつくり出している子供の姿があり、これからの社会の中で、主体的かつ協働的によりよく生きようとする力を育むことができる。児童の発達段階にあった「図画工作による教育」の指導とその今日的な解釈について考察すると共に、学習指導要領における各領域について留意すべきことを考え、「生きる力」を身に付ける造形活動の基盤となる指導上の留意点等のアプローチを提案する。

はじめに

小学校のカリキュラムを編成する際の基準として示されたものが学習指導要領であり、すべての学校でこれを基にして教育活動を実践している。その教育実践の前提として学習指導要領に何が示されているかを把握し、理解しておく必要があると考え、図画工作科教育の基本的な考え方について、確認、検討することにより考察を行った。さらに学習指導要領を手掛かりとした、よりよい図画工作科の教科目標の実現へつなげる考え方を提示した『造形教育の基盤として捉える小学校図画工作科の在り方の一考察 —学習指導要領における図画工作科の今日的な考え方を理解するために—』¹を展開する内容として示したものである。

学ぶことの意義や目的を考え、図画工作における学びの意義について、明確にその考えを示したうえで今回の目的である、新たな図画工作の価値観を学習指導要領の解釈により探ることのできた上記論文の考察を基に、図画工作科における各活動および領域について、子供との係わりからのアプローチを試み、指導等の具体的な事項の提案を行ったものである。

図画工作科を学ぶことに、そもそもどのような意義があるのか。図画工作科の内容や方法について学ぶ前に、このことをよく考えてほしい。大切なことは、学ぶことの意義や目標を自分自身で考えることである。学ぶことの意義を考えなくても授業は一応できるといえる。授業の方法は、テキストや様々な教師用の参考書等に示されているし、研修会等でも指導を受けることができる。

しかし、上手な授業実践や、手本として示された学習指導案をそのまま真似たとしても、子供にとって有意義な学びになるとは限らない。目の前いる子供は違う子供なのであるから、学習指導の在り方も変わってくるはずである。したがって、学習指導の在り方に正解のようなものはない。

授業実践のたびに学習指導を工夫していかなければなら

ない。このとき、子供にとっての図画工作科の学びの意義を考え、理解しておく必要がある。

意義を理解し、そのうえで学びの目標を設定することで初めて学習指導の工夫を検討することができるからである。学ぶことの意義を理解していなければ学習指導は形式的なものになり、子供の活動は、ただ指示されたことを実行に移しているだけのものになる。

1. 図画工作の内容(各領域)における「造形遊びをする活動」について(子供との係わりからのアプローチ)

1. 学習指導要領における「造形遊びをする活動」について

平成29年小学校学習指導要領解説図画工作編から「造形遊び」を考えることとする。「造形」という言葉が学習指導要領に登場する前の教育課程を受けた世代でも、図画工作の授業を思い出すと、絵を描いたり、立体的なものをつくり出した記憶があり、「造形」という言葉の印象は、おおむね想像がつくのではないかと。「遊び」について学習指導要領解説では、子供の遊びの様子について次のように示されている。

児童の遊びには、人が本来もっている、生き生きと夢中になって活動する姿を見ることが出来る。遊びにおいて、児童は、自ら身の回りの世界に進んで働きかけ、いろいろと手掛けながら、自分の思いを具体化するために必要な資質・能力を発揮している。そこには心と体をつなげて全身的に関わりながら、多様な試みを繰り返して、成長していく姿がある。²

遊びには人が本来もっている姿と自ら外界に働きかけ、創意工夫する姿があり、「造形遊び」とは、このような遊びの特性が含まれた造形活動である。子供が主体性をもって「つくる」という行為と関係性を築くことであり、「つくる」には、どのような材料・用具でつくるのか、どのような環境でつくるのかなど、様々な要素が含まれているのである。学校という環境において発生する「つくる」は、

¹ 合津正之助 令和2年度 常葉大学造形学部研究紀要 第19号・2021

² 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.26

複数の要素が関係し合い、行為を構築していることになるのである。

2. 思いのままに発想するということ

「造形遊び」での活動における、その柔軟性と発想力には驚かされる。目の前にある材料と用具を組み合わせ、自分の感覚を頼りに様々な発想をする。例えば、新聞紙を用いた造形遊びでは、新聞紙の性質として、広げると大きな面ができること、簡単に手で破くことのできる紙であることなどがあり、新聞紙のもつ形や材質、要素から、子供それぞれの「見方・考え方」で関わることで、活動は進行していくのである。

「造形遊び」では、子供の主体性に軸を置き、これまでの経験が土台となり、材料と出会ったとき、何か具体的なものに見立ててつくることもあれば、空間そのものをつくったり、材料のもつ質感と関わったり、コラージュのように絵画的視点で活動をする可能性や自らの身体とともに発想することも考えられる。

「造形遊び」は、決められたつくり方を設定しないという特徴があり、それぞれのもつ経験を通して材料と関わり、手を動かして発想することで、様々な場所を活用したり、つくる場を広げたりしていくものなのである。

3. 場所から得る活動の広がり

「造形遊び」の活動の特徴には、場所との関わりがある。何をつくるのかという大きなテーマも、自らの判断で決定し、その際、重要になるのが「場所」なのである。学習指導要領解説では、次のように示されている。

「造形遊びをする」では、児童が自ら材料や場所などに働きかけ、そこから発想していく。材料としては、児童が関心や意欲をもつ、土や砂、粘土や木切れ、紙、絵の具など、児童に身近なものが考えられる。活動としては、砂場で穴を掘ったり、新聞紙を丸めたり、特徴のある場所を探したりするなどから始まることが考えられる。それは学年が進むにつれ、次第に、材料や場所などの具体的な特徴に目を向けたり、校庭や光あふれる広場などの場所や空間に活動が広がったりして展開していく。そこでは、材料や用具についての経験や技能を総合的に生かすなどの活動も見られる。³

「場所」は造形遊びの活動を支える重要な要素であり、材料から得たイメージを具現化するためには、場所が必要になり、つくりながら空間を意識し広がりをもつことになるのである。材料のもつ質感や形、色、そして性質を材料から情報として読み取り、「場所」と合わせ空間を構築したり、場所のもつ条件や状態が、アイデアの一要素として含まれていたりするのである。また、場に対する経験は、イメージのきっかけとなり、作品を構成する一要素

となる。「造形遊び」では、ただ材料を組み合わせる形にするのではなく、場所との関わりは、結果として、作品の一部であり活動そのものを支えていることが理解できる。

4. 「つくり・つくりかえる・つくる」活動行為について

「造形遊び」のつくる手順は子供が決定し、思いのままに発想や構想を繰り返すことが重要なことである。つくる過程では、何度もつくりかえる子供の姿が見られ、他者の作品に影響される子供もいれば、活動が進むにつれてイメージが変化することも考えられる。学習指導要領解説では、次のように示している。

児童は一度つくって満足することもあるが、つくっている途中で考えが変わって、つくりかえることもある。次々に試したり、前につくったものと今つくりつつあるものの間を行ったり来たりしたり、再構成をしたり、思ったとおりにいかないときは考えや方法を変えたりして、実現したい思いを大切に活動している。このような学びの過程を児童自身が実感できるようにすることが大切である。なお、「つくり、つくりかえ、つくる」は、広く捉えれば図画工作科の学びそのものであり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」のみならず、「学びに向かう力、人間性等」にも深く関わることである。⁴

造形遊びでは、各々の方法で材料と関わる中で、考えを模索することになり、一直線で自らのイメージに向かう子供だけではないのである。子供のつくる姿を観察し、今何を考えているのかを言語化させることも必要な学習活動であり、指導でもある。

自らの考えの変化を整理して話す力は、「言語活動の充実」にも当たり、子供自身が学びの過程を振り返り実感することにつながる。また、他の子供のつくる様子や結果としての作品を通して、思考の差異を受け止め、表現の多様性を受け入れることは、他者の存在を認める機会にもなるのである。

II. 「造形遊びをする活動」の指導の留意点について

子供一人一人が身近にある材料や環境との関わり合いにおいて、自分の感覚や行為などを通して捉えた形や色などの特徴をもとに、そこから生まれる自分なりのイメージを広げるなどを行いながら、思いのままに発想や構想を繰り返しながら、手や体全体の感覚などを働かせながら技能などを発揮し、様々な形をはじめ、場や状況をつくり、つくりかえていくことが期待されている「造形遊び」の指導のポイントについて考えていく。

³ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.26

⁴ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、pp.26-27

1. 材料や場所などの係わりからの「発想や構想」を豊かにするポイントについて

「造形遊び」において子供が意識する関わり合いの範囲は、低学年の「自分の身の回り」から高学年の「周囲の環境」まで、学年を重ねるにつれて広がっていくことを踏まえた上で、指導にあたっては、育みたい資質・能力の一つである「思考力、判断力、表現力等」の育成の観点に立ち、活動と材料などの関係に配慮し、「例えば、材料からの発想を広げるために、材料の種類や量を豊富に用意したり、材料からの発想を深めるために、材料の種類や量を少なくしたりするなど」⁵が大切である。

つまり、それらを様々に組み合わせたり置き換えたりすることによりイメージを次々に展開させ広げていくことが期待されるとともに、その逆に材料の種類や量を少なくすることで、限られた材料を隅々まで見たり触ったりすることにより探究が深まり、イメージをより明確にさせることが期待される教育的効果があることを理解しておきたい。

また、「場所」については、活動を始めるにあたり、普段とは異なる状況につくりかえておくという工夫が考えられる。また材料の確保に関しては、普段から身近にあるものに関心をもってこまめに集めておいたり、子供自身が材料を集めたりすることも大切である。同時に活動場所についても、教師が学校内外の安全で安心な環境を常に新鮮な目で見つめ直すことも重要である。

2. 活動を工夫し、「技能」を高めるポイントについて

「技能」とは「発想や構想」の実現のために発揮される資質・能力の一つであるが、「低学年では、身の回りの材料を並べる、つなぐ、積むなど、手や体全体の感覚などを働かせて」「中学年では、身近な材料や用具を組み合わせて、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせて」「高学年では、経験や技能などを総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして」活動を工夫してつくるのが要件とされている。

指導にあたっては活動と材料などの関係に配慮し、例えば「材料や用具の経験を総合的に生かすような題材を構成する」こととして「手や体全体を使って長く並べたり高く積んだりできる場所を工夫するなど」が考えられる。⁶つまり子供たちの「手や体全体」を使って並べたり積んだりするような活動内容を保障するためには、それにふさわしい場や状況を設定することが不可欠なのである。また技能は発想や構想を実現するだけではなく、技能自体を働かせる中から新たな発想や構想が生まれる可能性もあると考えられる。そして発想や構想が不得意な子供への

対応も含め、まずは並べたり積んだりするという技能面の提案から活動を始めてみるということも考えられている。

なお用具の使い方については、活動を工夫して創造的につくる中で身に付くものでもあると考えられているため、安全面に配慮しながら積極的に使用できる環境を整えておくことが大切である。また、造形遊びの場合、必ずしも活動の最後に形が残る（作品化）とは限らない活動特徴があるが、活動自体から「技能」は確実に育成されているため、子供の活動の様子は、作品という結果だけでなく「資質・能力」の視点から捉えることが大切である。その活動の過程をデジタル機器により静止または動画等の画像として記録しておくことも重要である。

3. 交流する場（人との係わり場）の設定のポイントについて

他者＝友達との関わりから新しい発想を生みだしたり、友達の真似してみる中で新たな技能が身に付いたりもすることも考えられる。あるいは、友達が試みていることに関心を持ち、それを自分なりに解釈して取り組んでみたりすることで、材料等の特徴を知ることができたり、そこに自分なりに関わり合ってみたりしようとするにつながる可能性もある。友達の行為は、材料や場所などと並んで、発想や構想を刺激することがあり、技能を身に付ける際の一助となることもある。したがって、そうした友達と何気なく関わり合える場や状況を設定することは、教育効果を高める上でとても重要なことであり、授業の中で場や状況を共有できる配慮や関わり合えない子供への配慮を教師が設定することも必要である。

4. 「B鑑賞」の活動との関連のポイントについて

表現と鑑賞の活動を学習活動における題材において、常に行うほど密接な関係にあるのは、美術作品や友達の作品、造形的な行為などに関わり、感覚を働かせて感じ取ったことなどをもとに、見方や考え方を広げ深め、次の表現活動の根拠になるからである。

例えば「低学年では、自分たちの身の回りの作品や材料など」中学年では「身近にある美術作品や製作の過程など」「高学年では、社会や文化も対象に取り入れ、分析的に見ることもできるようになるので、我が国や諸外国の親しみのある美術など」がその主な対象である。学習指導要領における解説では「視覚だけでなく触覚や聴覚などの様々な感覚を働かせて鑑賞する、児童が造形活動の中で自然に自分や友人の作品などを見ることも鑑賞として捉えるなど、鑑賞活動を幅広く捉えること」が大切であり、「造形遊び」において材料や環境などの関わりや友達の行為を共有したりする中で、鑑賞との関連にも留意することが大切である。⁷

⁵ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文
教出版、2018年、p.28

⁶ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文
教出版、2018年、pp.29-30

⁷ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文
教出版、2018年、p.32

5.〔共通事項〕との関連のポイントについて

〔共通事項〕とは、表現及び鑑賞の活動において、共通に必要な資質・能力であり、造形活動や鑑賞活動を豊かにするための指導事項として示された。

アは「知識」に関するものとして「自らの感覚や行為を通して形や色などを理解すること」

イは「思考力、判断力、表現力等」に関するものとして「自分のイメージをもつこと」とされ、「造形遊び」においても「視覚や触覚などの感覚、持ち上げたり動かしたりする行為や活動」を通して対象の形や色の特徴についての「知識」を獲得し、それを活用しながら「思考力、判断力、表現力等（＝発想や構想）」や「技能」を働かせて新しい表現をつくり、つくりかえていくことが期待されるのである。⁸こうした活動の過程は、形や色を活用したコミュニケーションの過程ともいえ、どのようなイメージを共有しながら活動を展開しているかを把握し、必要に応じて指導する際の手掛かりである。

〔共通事項〕は、これだけを取り上げて指導するものではなく、「造形遊び」なら「造形遊び」という題材の中で、適宜指導する。

Ⅲ. 図画工作の内容（各領域）における「絵に表わす活動」について（子供との係わりからのアプローチ）

1. 「絵に表わす活動」における学びについて

子供にとって、絵に表すことは特別なことではないのである。願いや思い、想像を形にすることや見たものを絵で表すことは、ごく自然な行為であり、小学校学習指導要領解説では、次のように示している。

つくりだす喜びを味わうとともに、見たり感じたりする力、次にどのような形や色にするかを考える力、それを実現するために用具や表し方を工夫する力、一度つくったものを改めて見て、新たなものをつくりだそうとする力などが働いている。これは、児童の造形的な資質・能力が自然に発揮されている姿ともいえる。⁹

このことから、絵に表すことで育つ力について読み取ることができる。

「つくりだす喜びを味わう」とあるが、自らの想像を具現化する行為は、自らの働きかけによって起こる形や色との出会いであり、一つ一つの形や色の決定は、自らの経験を土台とし判断し決定している。

つまり、経験やイメージが、描くという行為を支え、絵で表す上で、製作過程¹⁰や用具の使い方も製作における

⁸ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.33

⁹ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.10

¹⁰ 表記において、本来絵画や彫刻等（美術作品）をつくる場合に用いる「せいさくする」という言葉は、「制作する」と表す。しかし、小学校図画工作科では、工作等の活動があるため、敢えて「製作する」と表記する。学習指導要領における特別な使い方であるため、一般的使い方と区別している。

重要な要素の一つとなり、例えば、絵の具を用いて紙に絵を描く場合、具体的なイメージをもってから描く場合と、絵の具の表情をきっかけに描く場合があり、用具の工夫によって多様な表現を得ることができる可能性と教育的展開が期待される。

具体的には、描く用具について筆の使用以外にも、ローラー、ハケ、手、スポンジ、ペットボトルなど、描く行為につながればどのような用具でも筆の代わりになる。また、ボトルのキャップやボタン、段ボール紙等の身近にあるものをスタンプや版画表現として使用したり、水分を多くしてにじませたり、絵の具同士を画面上で混ぜ、色の混ざる表情を楽しんだりする、モダンテクニク的なことも考えられる。

つまり、絵で表すことには、目の前にあるモチーフの色や形に近づくように描き進める方法もあれば、モチーフをきっかけに自らのイメージを絵にする方法や絵の具の表情や現象を味わい、それを絵として成立させる方法があるということなのである。

2. 「描く」ことについて

「絵に表す活動」は、見たものを見たままにそっくりに描くこと、つまり視覚の再現だけが求められているわけではない。絵の表現には、抽象的な作品もあれば、紙以外の立体的なものに描くことも考えられる。さらに、ビニールの素材が透明なため、傘越しにものが透けて見える。透けて見えるということは、傘越しに風景が見えている状態ということになる。描いているときも、作品を設置した際も、傘の先に見える風景が、傘の表面に描かれた絵の具の表情と一緒にあって見えることになるなど、「絵に表す活動」は幅の広い活動であることを認識するべきである。

さらに、校庭などを含め、描く場所や展示する場所を決め、作品化することの経験は、主体性をもって表現する行為へとつながると信じている。大事な点として、「絵に表す」とした際に、一方的な固定観念をもたないことであり、想定にはない表現をすることも、十分に考えられることを留意すべきである。なぜその表現に至ったのか、そのプロセスを行動と言葉から捉えることが、子供にとっても教師にとっても重要なことなのである。

3. 子供の思いが伝わる絵について

図画工作では、指導者との関係から、子供が授業中ただ単に自由に絵を描くわけではない。指導のもと、作品をつくるという状況があるからこそ、学校教育の教科なのである。もちろん、手取り足取り表現方法や技法を教え込むという意味では決してない。筆が画面の上を走るように描いている姿から、イメージが湧き溢れ出ている状況や絵の具の水分量をコントロールしマチエール（画面の表情）をつくっているときには、絵の具の表情を楽しみながら想像を膨らませ、創意工夫している状況、固まって積

極的に活動はできていないが、独り言を言ったり、考えたりしている様子といった思考している状況など、何を感じ考えているのか、子供の状況や行為を読み取ることから、声掛けなどによって、子供の思いや考えといった思考が「声」として表れてくることが、思いが伝わる絵につながるのである。

水彩絵の具であっても、クレヨンや鉛筆であっても、新しい紙に変えない限りゼロの状態、何も起こっていない状態には戻らないのである。水彩絵の具であれば、そのやりとりが結果として微妙な色味をつくることになる可能性がある。鉛筆であれば、消しゴムで消したとしても筆跡として凹凸が紙の表面に残ったりし、簡単にはつくりだせない質感を得ること考えられる。描いたことは、何らかの痕跡として紙に定着されるものであり、絵の表情は、プロセスとともに構築され、それぞれの視点とともに質を生み出すことになるのである。図画工作の活動の特徴は、行ったことは必ず形として残り、何も行わなければ、何も残らないということである。

IV. 「絵に表す活動」の指導の留意点

絵に表すといっても、様々な内容があり、それぞれの特性や意義を踏まえた上で教材研究・題材開発を行い、指導のポイントをおさえ、子供の反応、発達段階や実態に応じて、柔軟な姿勢で授業に臨む必要があり、大前提となることである。

1. 絵に表す活動を指導するための留意点

(1) 他の分野との違いを意識した指導について

平成20年度版から引き続き、平成29年告示小学校学習指導要領・図画工作科でも、「絵や立体、工作に表す」は一体的に扱われている。「絵に表す」「立体に表す」は心象表現であり、完成作品は非機能的なものとなる。一方「工作に表す」は適応表現であり、完成作品は機能的なものとなる。「絵や立体、工作に表す」を一体的に扱うとはいえ、指導者は、学習活動であり授業であるため、ねらいを混同してはならない。例えば、「絵に表す」「立体に表す」で画一的な指導によって心象性が乏しい表現になってはならないことはもちろんのこと、「工作に表す」で心象性を強調するあまり機能性がおろそかになってもならないのである。

(2) 絵に表す活動の分類とその違いを意識した指導の必要性について

絵に表す活動は、製作過程(Ⅷ-1, 脚注20参照)と効果の違いから「描画」と「版画」の活動に分けられる。描画は、水彩絵の具などの液状描画材を使用する「ペインティング」と鉛筆、色鉛筆、クレヨン・パスなどの棒状描画材を使用する「ドローイング」に大きく分けられる。複数の描画材を組み合わせたり、コラージュ(画面に布や包装紙、写真等を貼る表現)などの表現を併用したり

する題材も増えているため、様々な描画材に触れることが大切である。

また「版に表す」活動では、子供の発達段階や施設・設備の面などから、実践可能な版種は、凸版では紙版画・木版画・スチレン版画・ゴム版画、凹版ではドライポイント・板紙(ボール紙)凹版、平版ではモノプリント、孔版ではステンシルなどが挙げられるが、学習指導要領の内容と実際の状況を考えると、消しゴム版画スタンプ、紙版画、木版画、スチレン版画、ゴム版画、ステンシルであろう。

(3) 発達段階の違いを意識した指導の必要性について

絵に表す活動は、一般的に表現内容と描く対象によって「人物画」「風景画」「生活画」「空想画」「物語画」「記憶画」などに大別できるが、主観的・自己中心的傾向のある低学年では、「感じたこと」「想像したこと」など自分自身のイメージや記憶を表現することが主な内容となる。

中学年になると、徐々に観察して描くことができるようになるとともに、客観的な見方・考え方ができるようになり、それが絵にも表れてくる。

高学年になると、さらに客観的な傾向が強まり、徐々に写実的な表現も可能になってくる。¹¹

題材は、あまりやさし過ぎたり、あまり難し過ぎたりすると学習意欲を停滞させてしまう恐れがあるため、子供や学校、クラスの実態や発達段階に合わせることを基本としながら、子供が挑戦したい意欲が現われる程度を目指すことが望ましい。

2. 絵に表す活動における具体的な指導方法について

(1) 導入における主体的・対話的な活動

生活画や空想画では描く場面を鮮明化させるように、授業導入部で教師や子供同士で対話をするなど、主体的に取り組める工夫をすることである。「最も印象に残っているのはどこか」「一番好きなところはどこか」「どのような様子を表現したいのか」「何を伝えたいのか」など、テーマや強調したい点を明確化させ、目当てを持たせる必要がある。人物画や風景画などのように対象を見て描く活動の場合、単に観察するだけでなく、対象に触れる、においを嗅ぐ、耳を澄まして聞くなどの五感、体全体を使うと主体的な学習活動になり、生き生きとした表現にもつながるのである。

生活画、記憶画では、ICTを活用したデジタルメディアによる静止画や動画などで活動を振り返ったり、行事などの思い出を文章化したりする方法(作文などによる合科教育)もあり、人物を描く場合は場面を演じる方法などもある。

(2) 参考作品の製作¹²と提示

実践化する題材の参考作品をつくりながら、学習指導

¹¹ ローダ・ケロッグ(著)、深田尚彦(訳)『児童画の発達過程—なぐり描きからピクチャーへ』1971年、黎明書房

¹² 脚注20を参照(以下「製作」についての脚注を省略する。)

案を書くことで、指導のポイントをつかむことができ、学習の見直しをもつことができることは言うまでもないことである。参考作品が1点のみであると、子供の思考と表現が画一化する可能性があり、参考作品の作成・提示においては、どのような作品を、何点くらいつくり、授業のどの段階で、どのような方法で見せるかが重要である。

絵に表す活動の場合、例えば縦構図の作品と横構図の作品を同時に提示するだけでも、表現の画一化を防ぐことができるが、参考作品に近づけることが学習の最終目的（到達度目標）ではなく、表現が生まれることや学習過程が重要であることを今一度認識しておくことである。

(3) 具体的な活動による子供への支援について

絵に表す活動、特に見て描く題材の場合、中学年頃から苦手意識をもつ子供が増えてくる。認知能力が高まることで、描画能力が自分のイメージに追い付かないことが原因の一つである¹³。

難しい技法などの場合、教師の示範によって製作手順を視覚化する方法があり、ICTを活用したデジタル機器等の操作によって視覚化する方法もある。本製作に入る前に、ワークシートなどによる練習題材・導入題材によって抵抗感を軽減する方法もあり、人物画は、高学年になると苦手意識をもつようになるので、あらかじめクロッキーをするなどして、抵抗感をなくすようにする方法とともに決して似顔絵を描くことではないことを子供に理解させ、子供自身も納得することが重要でもある。

V. 図画工作の内容（各領域）における「立体に表す活動」について（子供との係わりからのアプローチ）

1. 「立体」の活動の特徴について

人々は、立体に囲まれて生活をしている。最も身近な立体といえば、自らの身体であり、体の一部に触れれば、その大きさや質感、凹凸を認識することができ、皮膚を通して内側にある骨の形を想像することもできる。このことは、立体的な作品をつくる上で、重要な点である。

つまり、立体作品では、製作の途中であっても完成後であっても、作品をいろいろな角度から鑑賞することで、作品全体を通して形を認識することになるのである。また、完成作品の鑑賞では、自分の作品がよりよく見えるよう、作品の設置場所を探すことも考えられる。

いろいろな場所に置いてみることで、作品の背景や、作品に当たる光の変化による見え方の違いを確認することができ、設置空間によって立体作品の見え方に違いが生まれることに気付くことも、「立体」において大切なことであり、これらの活動が、駅や公園、美術館に設置され

¹³ 篠木麻希「描画に対する苦手意識と上下手に関する考察」、2009年、大学美術教育学会誌 第42号、pp.159-166

た彫刻作品の鑑賞の視点を築くことにもつながるのである。

立体について『小学校学習指導要領解説図画工作編』では、次のように説明している。

「絵や立体」とは、絵の具などで平面に表したり、粘土などで立体に表したりすることであり、ともに自分の感じたことや思ったことなどを表すという点で共通している。¹⁴

自分の感じたことや思ったことなどを表すために、粘土などを用いて表すことが示されている。つまり「絵」では、自分の感じたことや思ったことなどを平面的な要素を中心に製作することであり、「立体」では、自分の感じたことや思ったことなどを粘土などの立体的な材料を中心に製作することとして分けているのである。

違いが分かりにくい「工作」について学習指導要領の解説では、「意図や用途がある程度明確で、生活を楽しむしたり伝え合ったりするものなどを表すことである。」¹⁵と示され、工作においては、製作の始めから終わりまで、つくるものの明確な意図と具体的な用途が位置付けられていることになるが、「立体」では、感じたことや思ったことをどのように形にするかという点において、最初に設定した意図が、製作過程の中で材料に触れるなどし、変化することも考えられるのである。

例えば、立体に絵の具を使って色を塗ること、または、様々な材料で組み合わされた凹凸の面に絵を描くことも考えられる。

また、「造形遊び」との関係では、何かをつくるという創造性や立体への意識の獲得という意味でつながりをもっているのである。板を敷いた床に大量の粘土を置き、その上を裸足で歩いたり、自由に造形する機会を設けたりすることで、幼少期の遊びとのつながりや、つくるという行為が日常とかけ離れた存在ではないことを認識したりするきっかけとなると考える。

つながりという意味で他教科との関係性を考えると、製材前の原木を見ることができるといえる地域であれば、森林に入り林業の姿を知り、丸太から製材品になるまでの工程を知った上で、作品と向かい合うということも考えられる。

図画工作科の題材では、社会科や理科などの他教科とのつながりで題材が成り立つことも考えられ、つくった作品が地域の人々の目に触れる発表の形をとれば、社会へ向けたメッセージを含めた作品を完成させることもでき、作品が社会と地域の人々をつなぐ媒介として位置付けられることになり、その可能性を感じることも重要な学習活動の一環である。

¹⁴ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文芸出版、2018年、p.27

¹⁵ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文芸出版、2018年、p.27

2. 立体における技能について

「立体」をつくる際には、様々な用具が用いられる。材料に合わせて使い分ける用具には、安全面も考え、技術指導を要するものがある。例えば、のこぎりや小刀、釘や木工用接着剤などの各種接着剤、グルーガン（ホットボンド）が用いられることがある。

図画工作科では、カッターナイフや小刀、のこぎりなどの、刃物の危険性や、用途に合わせた接着技術などについて教えることで、表現したいことを形にすることにつながるのである。

学習指導要領解説では、次のように示されている。

創造的につくったり表したりすることができるようにするには、自分の思いを基に活動を充実させ、自分らしくつくったり表したりする技能を育成することである。

「技能」は、一定の手順や段階を追って身に付けるだけでなく、変化する状況や課題に応じて主体的に活用する中で身に付ける。児童一人一人の自分なりの「技能」は、豊かな思いに基づいた「思考力、判断力、表現力等」とともに働いて、初めて発揮されるものである。¹⁶

図画工作科の学びとしては、理解した技術を表現の中で生かすことや、教科内や他教科、学校外での様々な場面で活用できるようになることが求められ、授業においては、作品として完成されたものだけに意味や評価があるわけではない。作品には、製作過程に何を発見したのか、気付いたのか、または、材料や用具の理解という点が含まれ、つくるといふ行為につなげて考えられる力が、これからの図画工作では重要となり、また多方面からも求められている力なのである。

美術教育連絡協議会が提出した「美術教育の充実に向けての要望書」では、「美術教育において、身体感覚を伴ったイメージの働きや実際に経験したことで身に付く能動的知識 (active knowledge) の習得は、形式知だけでなく、科学的な発明や発見に寄与する「暗黙知」の獲得にもつながり、21世紀型スキルでの『持続する理解』の基礎となること、(中略) 美術活動における視覚と身体、そして脳の働きを連携させて、身体知などを含む認知活動を拡充すること、人工知能 (AI) では代替できない人間らしさや感性をより豊かにすること」などを強調し、学習指導要領において育成すべき資質・能力の実現に向けた教育課程の充実が図られることとなった。¹⁷

この一連の流れによって、学習指導要領解説で示されている目標「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に関連させることが可能となるのである。

VI. 「立体に表す活動」の指導のポイントについて

「立体に表す活動」は、幼児期から様々な形で経験している親しみのある行為であり、砂場の山をつくったり身のまわりのものを積み上げたりすることなどは、立体表現のルーツである。平面表現と異なり、実際に材料に触れて手を加えながら表現が展開する「立体に表す活動」の意味と指導のポイントを探る。

1. 「立体に表す活動」における指導上の留意点

「立体に表す活動」には、絵に表す活動とは異なる特性がある。このため、その指導や支援にあたっては下記の点について留意しておくこと必要であると考えられる。

- (1) 立体そのものが重力の影響を受けるため、強度や均衡を考える必要がある。「絵に表す活動」と異なり、「立体に表す活動」では具体的な材料を空間の中に立ち上げて構成するため、均衡がとれないと強度に接合しない限り崩れることがある。高さがある造形の場合は、上方に重心があると倒れやすくなるなどの造形上の課題を経験したり解決したりすることによって、重力に関する物理的性質について感覚や行為を通して理解することにつながる。
- (2) 「立体に表す活動」では、積み上げる、組み合わせる、切る、接着する等の多様な操作を行う。

「立体に表す活動」では、表現上の操作も多様となり、複数の材料や様々な方法があり、その操作によって得られる表現も多様であるため、題材やイメージに応じて新たな操作や技法を適切に指導するなどして、幅広い造形を経験できるように配慮する必要がある。

- (3) 粘土などの材料には可塑性・可逆性がある。

土粘土（自然な粘土）や油粘土、紙粘土などは、立体に表現する活動に適した材料であり、様々な操作を加えると、操作に応じて形が変化するとともにその形を保持する性質がある。これを可塑性と呼び、造形活動に適している理由の一つとであり、経験を通して立体に表す活動の楽しさを味わうことができる。可塑性は、立体や空間を意識した造形の意味を学ぶ上でも重要な性質であるといえる。また再び操作を加えることによって元の形に戻ることができる可逆性もある。何度でも形を変えたり、元に戻ることができるので、失敗をおそれずに楽しんで好きな形を考えたり選んだりすることが可能となるのである。可逆性によって、「手を動かして試しながら表現を考える」こともでき、描画活動に苦手意識があっても抵抗なく発想や構想を確かめることができるという点は、粘土による造形の利点であるといえよう。

2. 活動を工夫して「技能」を高めるための留意点

平成29年告示小学校学習指導要領「指導計画の作成と内容の取扱い」では、学年ごとに扱う材料や用具について下記のように示されている。

- (6) 材料や用具については、次のとおり取り扱うことと

¹⁶ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.13

¹⁷ 美術教育連絡協議会「美術教育の充実に向けての要望書」http://www.artedu.jp/link/?action=common_download_main&upload_id=435（2020年6月閲覧）

し、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、小刀など身近で扱いやすいものを用いること。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。¹⁸

「立体に表す活動」では、材料や用具を総合的に活用することが望ましく、使用する材料が広範囲になれば、用具の種類やそれに伴う技法も数多くなるのである。幅広い材料に操作を加えることによって、質感や特性、特徴を実感的に理解することが大切であり、用具の安全で安心な使用方法については、指導者が実演して見せるなどして正しい方法を適切に指導する必要がある。またここでも、ICTの活用により動画等で使用方法を提示することも考えられる。

3. 「立体に表す活動」における作品展示の留意点

作品が完成した後、展示方法を話し合い、立体作品ならではの展示空間をつくるのが、前節でも記したように教育的効果として望ましいと考える。平面と立体の相違について考えたり気付いたりするという観点からも、表現や鑑賞の活動の中に作品展示について検討する学習過程を積極的に取り入れることは、今後の教育課程において必要となるであろう。

立体作品は、すべての方向から鑑賞できるため、様々な場を展示場所として活用でき、例えば作品を上から吊るしたり、ネットなどで垂直方向の展示や床面に作品を並べて水平方向の展示をしたりする方法なども考えられる。また、段ボールや模造紙などを使用して主題に合った簡単な状況や風景を製作し、その中に作品を展示することも表現の喜びにつながるであろう。校舎内や校庭などをそのまま展示空間として活用し、周囲の環境を取り込んだ展示を工夫することも学習活動として意義深いものである。

VII. 図画工作の内容（各領域）における「工作に表す活動」について（子供との係わりからのアプローチ）

1. 「工作」について

図画工作では、手を動かし、材料を組み合わせる形をつくるが行われ、その際、自らのもつイメージを具現化するために、様々なアプローチをする。

これまでの様々な場面で得た経験が、次のアイデアの土台となり、これまでの経験を軸にものをつくることを行う。

工作については、学習指導要領解説図画工作編において次のように示している。

「工作」とは、意図や用途がある程度明確で、生活を楽しくしたり伝え合ったりするものなどを表すことである。¹⁹

子供の根底には、形や色を組み合わせる自分にとって楽しいものをつくりだす喜びがあり、家庭で日常的に目にするものが、自らの視点の変換によって別の価値として創造できることは、子供の発想力の育成として大事なポイントの一つとなる。

学習指導要領解説で示されている「意図や用途」は、子供の日常生活からイメージすることが大切であり、その意味において、子供の遊びや生活から題材を考えることが望ましい。子供は日常生活において、家庭の手伝い、家族との旅行、放課後の遊び、ゲーム、テレビを観るなどの経験をしており、つくりたいイメージを具現化するために、どのような材料が適しているか、どのように組み合わせたらよいかという発想は、これまで自分自身が得た経験が支えているのである。

つまり、生活の中での出来事と教科との関係は、滑らかなつながりを築き、つくることが成り立っているということである。日常生活や教科の学びを生かし自らが考えるアイデアを試す体験は、自らの問題を解決する過程から学びの獲得につながる。「どうなっているのだろうか?」「こうしてみよう」などの子供から生まれる疑問や思考、気付きは、アイデアや作品をつくりだすきっかけとなっていると考え判断すべきである。

2. 活動の様子について

子供は、題材に対し材料同士の組み合わせを考え、用具の使い方を守り活動を行うが、大切なことは、「主体的・対話的で深い学び」への意識である。

題材に対して子供は、家庭にある工作に使えるような材料が何かを考え、観察し材料集めをし、準備段階からどのような材料が自分のプランに必要なか、イメージをもって取捨選択をするのであり、そのような状況へ導くことが重要である。授業の中では、イメージしていたことを具現化し、子供のつぶやきや生まれるような、環境や状況の異なる中で発生する様々な質をもった言語活動がある。それは学習指導要領の教科の目標の「つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。」と示され、学びに向かう力、人間性等に関する目標を示している。考え方や見方など、造形活動の過程で得

¹⁸ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』、日本文教出版、2018年、pp.117-118

¹⁹ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.27

た思考もまた、つくりだされることにあたるのである。

創造性について学習指導要領解説では「図画工作科では、題材ごとに作品や活動をつくりだすという特徴がある。作品や活動は、表現した人そのものの表れであり、作品や活動をつくりだすということは、かけがえのない自分を見いだしたりつくりだしたりすることだといえる。このことはすべての活動において大切にしなければならないことである。」と示され、問題を解決するために、自らの思考を変化させ、材料と用具を見極め、他者の存在を意識し様々な角度から工程を見直すなど、工作の中で起こる学びの質は、まさに「学びに向かう力、人間性等」を高める役割を担っているといえるのである。

図画工作では、日常生活を如何に意識できるかが創造の鍵となり、工作において、完成作品のクオリティだけを目標に指導するのではなく、どのような興味・経験が作品化につながったのか、そしてどのような工夫があったのか、対話があったのか、製作過程を観察し、または子供と対話しながら見ていくことが求められ、思考の変化に対し柔軟に対応できる指導力が求められているのである。

工作では、目的が製作途中で消えないようにし、目的を達成するまでの過程にどのような思考の変化があり、自分らしく上げることができたのかを大切に、過程とともに作品を捉えることが大切である。

VIII. 「工作に表す活動」の指導のポイント

小学校学習指導要領では、「A表現(1)(2)」の中で「絵や立体、工作に表す」と、絵や立体と一つにまとめられ、『小学校学習指導要領解説図画工作編』において、「工作に表す」と関係が深いと思われる記述として、「自分の表したいことを基に、これを実現していこうとする」「手や体全体の感覚などを働かせながら技能などを発揮していく」「用途のあるものをつくったりする」「テーマや目的、用途や機能などに沿って自分の表現を追求していく」などを挙げることができる。²⁰ これらの記述から、「工作に表す活動」の指導のポイントが浮かんでくる。

1. 自分の表したいことについて

「工作に表す活動」では、自分の表したいことを意識させキャッチさせることが必要となり、大人のものづくりのようにはっきりとしたゴールを設定して、そこに向かって無駄なく計画的につくり進めることまでは必要ないが、大よその方向性をもたせることは必要である。

表したいことをキャッチさせるためには、各自が「こうしたい」と思えるような、広がりがあり魅力もある題材を提案し、指導者自身が即座に数種類の表現の方向性を感じ浮かべられる題材でなければ、広がりのある題材とは

いえ、子供が魅力を見い出せないような題材であれば、方向性を決めたいとも思えないからである。

この方向性は、表現活動における個性の芽のような存在であるため、提案の仕方も、何でもよいといった漠然とした広がりではなく、ある程度の幅はあるが、子供が納得できる程度の方向性のある提案を心掛け、表したいことをキャッチすることは、絵に表す活動や立体に表す活動でも必要であるが、おおまかな見通しや計画は、工作に表す活動では特に必要であり、実現可能かどうか見通しをもつことは、「知識及び技能」に関係するのである。

2. 手や体全体の感覚について

指導者の実現可能かどうかの見通しは、子供の発達段階や個々の技量などを考え合わせることによってある程度予想できるが、こうした指導者の判断にばかり頼り見通すことは、子供の見通す力の育成の妨げとなる可能性がある。生活経験や図画工作科における経験、他教科の学習という経験があってこそ、初めて見通すことができるのである。

指導者の立場からいえば、子供に見通しをもたせる場面や、表現上で困っている子供にアドバイスする場面で過去の経験を思い起こさせる経験値によることで、乗り越えられることも多く、子供が見通しをもって表現活動に向かった場合、思い通りにいかなくても新たな経験を積み重ねることができ、この経験がさらに次なる表現活動や他教科の学習活動に生かされるようになるのである。これらのことはユネスコの提唱する科学振興だけでなく、芸術教育のもつ教育的機能に着目して普通教育における位置づけを拡張すべく様々な働きかけを行ってきたことを根本理念にしていると考えられる。特に20世紀の終わりから21世紀型スキルなどのコンピテンシーの育成に着目した教育改革が進行する中で、1999年にバリでユネスコ総会を開いた際、「学校における芸術教育と創造性の振興に対する国際声明」を発表したことにも関連すると考える。²¹

経験とは、単に知識的なものばかりではなく、体全体で覚えたことも含まれ、図画工作科の学習においては、この体全体で覚えた感覚を大切にすることが重要である。

3. 用途、目的、機能について

「工作に表す活動」では、用途と目的の意識をもつことも重要であり、「なぜ必要か?」「いつ、誰が、どこで、何に、どう使うのか?」といった問い掛けをしながら意識して表現することで、見直す → つくり直す → 実現 → 見直す…というサイクルが生まれ、意図した表現でできているか

²⁰ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.21

²¹ 福本謹一「芸術教育の世界的な動向分析と課題 - ユネスコ芸術教育会議2006を中心にして -」大学美術教育学会誌39号、2007年、pp.311-318

を確かめるということから、他者と関わる力の伸長が期待できるのである。

用途と目的を意識させるために、学習目標として設定し提案時に語り掛けや思い出せるような板書等による提示、表現時の問い掛けなどで、見直すきっかけを与え、表現途中の鑑賞を設定し、より意識的な見直しができ、よりよいものにしようとするさらなる追求と展開が生まれる。

4. 表現の追求について

表現の追求には、交流や途中鑑賞が欠かせないが、次なる造形表現活動につなぐ経験としては、表現を十分に行った後の鑑賞活動も重要である。

「工作に表す活動」においては、用途と目的に対応した鑑賞が学びを深めるために効果的であり、それは実際に使って、使い勝手を試してみるという活動である。活動によって、学習目標の確認、定着のみならず、さらなる追求する姿が表れることがあり、結果として満足するものができあがったときに、自己実現の感覚を味わうことができるのである。

「工作に表す活動」で大切にしたい機能美やデザイン性においても、独自性をもった作品となり、自己表現の満足感から他作品に対する尊重の感情や自分の作品に対する愛着の感情も生まれ、さらには「工作に表す活動」は、中学校における技術科、家庭科につながる要素が多く、使う対象者を意識した使い勝手は、ユニバーサルデザインにも通じると考えられる。

5. その他

〔共通事項〕との関連で、ア「知識」に関するものとして「自らの感覚や行為を通して形や色などを理解すること」という内容が示されているが、生活経験や図画工作科の活動における経験、他教科の学習という経験による見通す力や体全体で覚えた感覚のことである。イ「思考力、判断力、表現力等」に関するものとして「形や色などの造形的な特徴を理解するとともに、自分のイメージをもつこと」は、実現可能かどうか見通しをもつこと方向性をもたせることとある。²²

学習指導要領における〔共通事項〕の解説では記述されていないが、「学びに向かう力」に関しては、より意識的な見直しができ、よりよいものにしようとするさらなる追求であると理解する。

「造形遊び」との関連で考えれば、「材料やその形や色などに働きかけることから始まる」経験から得られる手や体全体の感覚を生かすこともあり、また「工作に表す活動」において得た経験をその後材料やその形や色などに働きかけることに生かしてより楽しい活動にすることもできるであろう。

IX. 「鑑賞の活動」について (子供との係わりからのアプローチ)

1. 図画工作における鑑賞活動について

図画工作科における「鑑賞」と聞くと、完成作品を並べ作品を解説したカードとともに他者の作品を見ることをイメージする人が多いであろう。しかし、ここで考える「鑑賞」は、もう少し柔軟に捉えることとする。

ここでは、鑑賞活動の多様性について子供の姿とともに考えると、まず一例として、公園に落ちている葉や枝などの自然物を使った作品づくりの中で行われる鑑賞について示すこととする。日常生活の中にある公園を図画工作科の授業を通して関わると、普段の見え方と違って目に映り、それぞれの季節の空気に包まれた公園全体を感受しそこに落ちている枯れ葉や枝の存在を体全体で捉え作品づくりにつなげていくことになり、このように自分を取り巻く環境の感受と、見つける、発見するという意識的な視点が、何でもなかった身の回りのものを特別な存在として浮き上がらせてくれるのである。

この行動から分かるように、子供は目で見ることに限らず、手や足から伝わる触覚も含め体全体で捉え、造形的な見方や感じ方によって色や形に気付き作品づくりのきっかけへとつなげているのである。

小学校学習指導要領解説図画工作編では、鑑賞について次のように示している。

鑑賞が、自分の感覚や行為などに基づいた能動的な活動であることに配慮する必要がある。例えば、視覚だけでなく触覚や聴覚などの様々な感覚を働かせて鑑賞する、児童が造形活動の中で自然に自分や友人の作品などを見ることも鑑賞として捉えるなど、鑑賞活動を幅広く捉えることである。その際、作品などについては、児童が自分の見方や感じ方などを深めるために、つくり始めから終わりまで幅広い意味で捉えることが大切である。²³

鑑賞は、完成作品を観ることだけではなく、活動中も鑑賞を意識し、幅広い意味で捉えることが求められ、「児童が自分の見方や感じ方などを深めるために」とあるように、自らのこれまでの経験を土台とし、自分の見方や感じ方を構築し、それは唯一無二の存在であり、他者との違いに気が付き、これにより他者との深い対話を生み出すことにつながるのである。作品を鑑賞することは、形や色、美的要素だけを読み取るだけではなく、作者の心情も含めて読み取ることが求められ、それぞれの美的体験や造形経験などの違いがあるからこそ、作品は個々に違いを生みだし、また鑑賞者も個々に美的体験や造形経験が異なるため見方も感じ方も違ってくるのである。鑑賞活動は、つくった作品を並べて見るだけの活動ではないこと

²² 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.33

²³ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.32

と、作り手と見る側の相互に関わることであることが理解できるであろう。

2. 美術館における作品鑑賞について

作品鑑賞は、学校の中だけでなく、学校外での鑑賞についても触れることとする。例えば、美術館やパブリックアート、モニュメントなどが挙げられ、これらの置かれている環境、状況においては、美術作品がどのように展示されているのか、という作品展示の方法を知る機会にもなるのである。

鑑賞では、作品を見ることはもちろんであるが、展示の仕方や展示空間のつくりを知ることも鑑賞の重要な要素の一つである。学んだ方法を授業に反映させることで、日常生活と美術館、美術作品との距離を縮めるきっかけにもなり、さらに「文化芸術振興基本法、第二十四条(学校教育における文化芸術活動の充実)」が求める「文化芸術に関する教育の充実」を実現できる教育課程へ展開できるであろう。

美術館では、展示内容を企画し期間を設けて行う企画展と、美術館が所蔵する作品が展示されている常設展などがあり、それぞれの美術館によってこの内容は異なり、館内の作品すべてを知識として知ろうという感覚ではなく、美術作品に対し子供自身の感覚で関わるができるような事前指導が大切である。自分が気になった作品は、何という作家なのか、いつの時代に描かれた作品なのか、どのような作品なのかなどについて、作品解説を読むことで、より深く作品について理解することができ、生涯学習としての視野も含め、豊かな人間性の観点からも美術鑑賞という美術の楽しみ方があることを子供に伝えていくことも大切であると考え。

学芸員による対話型鑑賞などがあり、対話によって作品を感じていくことで、作品や作家について読み解いていくという鑑賞方法である。美術館内だけではなく、小学校に美術館の学芸員が来校し行うことも美術館の教育活動の一環として、近頃多く行なわれるようになってきた。地域にある美術館等と関係を築くことも、学校教育の地域連携の観点と生涯学習の意味において大切なことといえる。

美術館では写真撮影ができないと思いがちであるが、ルールを守れば撮影できる美術館は意外なほど多くあり、このことは、美術作品を楽しむ方法の一つといえ、鑑賞者参加型インスタレーション作品などでは、作品の中に入って、自分が作品の一部になったかのように撮影できる作品もある。美術館での鑑賞後の授業で、改めて美術館の作品について扱う際にも、写真(画像)は役に立つ記録メディアである。写真撮影が可能な美術館であれば子供にデジタルカメラやカメラ機能が付いたタブレット端末を持たせ、興味や関心をもった作品を撮影することで、子供各々の視点が見え、教師が想像もつかない視点で美術館や作品を捉えていることが分かる。

X. 「鑑賞の活動」の指導のポイント

活動内容の特徴を踏まえ、子供の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導のポイントとして、鑑賞の活動を通して子供一人一人の「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を育成するためにはどのような指導の留意点と手立てや方法が効果的なのかについて考えることとする。

1. 発達の特性に応じた指導について

鑑賞の活動を通した「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指すために『小学校学習指導要領解説 図画工作編』では、低学年・中学年・高学年の発達の特性に応じた指導について次のように示されている。

低学年では、自分たちの身の回りの作品や材料などから、面白さや楽しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げる。

中学年では、活動範囲も広がるので、身近にある美術作品や製作の過程などからよさや面白さなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げる。

高学年では、社会や文化も対象に取り入れ、分析的に見ることもできるようになるので、我が国や諸外国の親しみのある美術などから、よさや美しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深める。²⁴

各学年の鑑賞(1)(ア)の事項に対応しており、発達の特性に応じた指導を行い、例として、低学年では自分たちのつくった作品など身近な作品を取り上げる。中学年では、表現に関連ある作品や日用品や伝統的な工芸品、地域の美術館の作品なども取り上げ、高学年では、国や地域・文化・時代・風土・作者の個性などが関わってつくられた作品なども取り上げるということである。

2. 指導のポイント

鑑賞の活動とは、自分の感覚や行為などに基づいた能動的な活動である。そのことを踏まえ、解説では次のことが示され、これらのことを配慮しながら授業を進めていくことが重要である。

- ①視覚だけでなく触覚や聴覚などの様々な感覚を働かせて鑑賞する、児童が造形活動の中で自然に自分や友人の作品などを見ることも鑑賞として捉えるなど、鑑賞活動を幅広く捉える。
- ②作品などについては、児童が自分の見方や感じ方などを深めるために、つくり始めから終わりまで幅広い意味で捉える。
- ③指導の効果を高めるために鑑賞を独立して設定する場合には、その必然性や児童の実態などを十分考慮し、児童一人一人が能動的に鑑賞できるようにする。

²⁴ 文部科学省『小学校学習指導要領解説 図画工作編』日本文教出版、2018年、p.32

- ④生活や文化などによる感じ方の違いにも配慮しながら、自分たちの伝統的な文化を大切にするとともに、諸外国の文化を尊重する態度を育成する。
- ⑤指導計画の作成に当たっては、「A表現」及び「B鑑賞」の指導の関連を十分に図る。²⁵

授業における指導のポイントとして、授業を通して身に付けさせたい力や具体的な姿をイメージし、学習のねらいを明確にして進めることである。形や色、材料などを感じ取り、イメージを豊かに広げることができるように発想や構想の場、鑑賞の場に（共通事項）を適切に位置付けることが必要である。授業の特質や学級や子供の実態に応じた評価方法を工夫し、指導と評価の一体化を図っていくことが求められるのである。

3. 鑑賞における主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

鑑賞の活動においては、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかについて、取り組んでいくことが活動の中核となり、活動を通して「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点を身に付け、資質・能力を育てていくことである。

そのためには感性や想像力を働かせ、対象や事象を形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら、意味や価値をつくりだせるような授業への改善が必要となり、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けては、「表現」及び「鑑賞」を相互に関連させながら資質・能力の育成を図る必要がある。

必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意し、指導することが重要である。²⁶「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点は学習過程の中で相互に関連し合っており、この三つの視点を明確化することによって授業やカリキュラムの改善に向けた取り組みが活性化していくのである。

例えば、友達との鑑賞による交流の中で、自己の対話や互いの活動や作品を鑑賞し合いながら感じたことや思ったことを話すといったコミュニケーションを行うことで、形や色などのよさや美しさについて自分の見方や感じ方などが深まることとなり、活動の積み重ねは、自らの力で鑑賞する力を育てることにつながるのである。自己肯定感を育み、その後も、自らがより深く鑑賞をすすめていくことができることにつながると思われる。

²⁵ 文部科学省『小学校学習指導要領解説 図画工作編』日本文教出版、2018年、p.32

²⁶ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.105

4. 作品などの特質を踏まえて指導を行うために留意することについて

美術作品の鑑賞においては、未知の世界を探るように見たり考えたりする傾向があるとされ、指導計画を作成する場合には、このような特質や傾向を踏まえて立てる必要がある。²⁷そこで表現活動に結び付けるとともに、他の子供とのコミュニケーションも交えながら鑑賞を楽しむように進めることが大切である。

さらに可能であれば、美術館へ出向いて鑑賞活動を行うことや学芸員を教室に招いて授業を行うこと、また作品カードなどで作品の共通点を見つけ、合わせるような表現的な要素をゲーム感覚的に行い交流するなどの支援法を組み込む工夫が望まれる。このような点からも特質や傾向を踏まえ、対象の違いに応じた指導計画の作成が大事であること、あわせて、体験する（触れる）、話す（対話）、比較する等の活動を展開の中に取り入れる工夫も行うと学習効果は高まることを留意することが大切である。

XI. 学校生活の中での鑑賞活動について

1. 学校としての鑑賞の環境づくり

場所での感動した体験は思い出に残っているものであり、同様に教室等に授業で取り組んだ自分の作品が展示されれば、その場所は大好きな思い出の場所となる。「生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる」姿を思い、学校を継続して魅力的になるような活動へつなげる。そのために「学校としての鑑賞の環境づくり」の取り組みが必要であり、『小学校学習指導要領解説 図画工作科編』（2018年、p.125、以後「同解説」）においては、次のように示されている。

校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また学校や地域の実態に応じて、郊外に児童の作品を展示する機会を設けるなどすること。²⁸

学校という場所は、楽しいアイデアや工夫などが見られる造形的な空間である。そのための環境づくりの留意点として次のことが挙げられている。

- ①展示作品は、日々の学習の成果である作品や学校に永く残す作品、外国の児童の作品、親しみのある美術作品、自分たちの表現の過程を記録した展示物などが考えられる。
- ②展示の場所や方法については、掲示板だけでなく、踊り場の隅、壁やフェンス、廊下の上部の空間を生かすなどが考えられる。
- ③児童が自分の作品に合った展示場所を見付けたり、児童の思いが伝わりやすいように展示の仕方を工夫

²⁷ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.109

²⁸ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文教出版、2018年、p.125

したりする必要がある。その際、児童の見やすさや、耐久性や安全性に十分に配慮する必要がある。

④展示は、児童の作品を通して学校と保護者や地域の連携を深める効果もある。

⑤児童の作品を校外に展示するためには、あらかじめ指導計画に位置付けるようにするとともに、教職員の理解と家庭や地域の協力が必要である。²⁹

あわせた取り組みとして、学校・学級通信や保護者会等で学習の様子と活動の様子を紹介することなどを継続して行うことなど、これらの取り組みの積み重ねは、美術作品を大切にしようとする意識付けにつながるのと同時に、造形活動へ取り組みの意欲向上につながるのである。

XII. 地域の美術館等を活用した鑑賞活動について

授業で地域の美術館を訪れるためには、引率教員数や時間的な制約、移動手段の確保などの困難な条件が想起されるが、美術館の利用は様々な方法で試みられている。

『小学校学習指導要領解説図画工作編』では、「内容の取扱いと指導上の配慮事項」の項目で、美術館の利用について、「各学年の『B鑑賞』の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること」と明示されている。³⁰これは平成10年版学習指導要領から引き継がれた記載内容であり、一層の学校現場への定着を期待させるものであると判断できる。

1. 地域の美術館を教材化するために、本物の美術作品をみることに

美術館での作品鑑賞は子供たちに、どのような価値をもたらすのであろうか。図画工作科の授業で美術作品を鑑賞する場合には、コピーや印刷物、教科書掲載の作品、複製品などが用いられる。あるいは、ICTの活用やプロジェクターやモニターなどの視聴覚機器に作品を映して鑑賞活動を行うこととなる。

美術館で出会う実物の美術作品からは、作品の特質を直に感じ取ることができ、大きな印象を残し、関心や興味、感動をもたらすであろう。むしろ、非日常的な空間でニュートラルな白い壁に囲まれ、資料としての美術作品を適切に見せるための静寂に包まれた空間に、作品との物理的、心理的な隔たりを感じることも考えられる。

美術作品の実物が鑑賞の対象として興味深い特別なものとなるかどうかは、鑑賞時及び前後の授業におけるアプローチの仕方次第であり、専門的に作品の話をする美術館の学芸員や教育普及担当者以上に、普段から子供

たちと学校生活で深く関わる教師はここでも大きな存在であると考えられる。

美術館での鑑賞活動を有意義な学習にできるかどうかは、他の題材を検討する場合と同じように、事前の準備計画に左右されるのである。具体的には、以下のように考えられる。

美術館での鑑賞による資質・能力の高まりを念頭に、学習のねらいや目的を明確にすることが求められ、教師が主体的に題材と作品に関わることで、地域の美術館とその作品は、子供にとって魅力的な教材となるのである。

留意事項としては、次のことが考えられる。³¹

- ①年間学習指導計画における位置付け
- ②表現題材との関連性
- ③美術館訪問前後の事前事後学習
- ④美術館での鑑賞時の可能な範囲での学芸員との連携
- ⑤鑑賞する美術館所蔵作品の事前調査などを考慮

2. 教育機関としての学校と美術館について

学校と美術館は共に教育機関であるが、異なる社会的機能をもつ。学校は、教育基本法や学校教育法などに基づいて教育を行う機関であり、子供たちに向けた直接的に関わるものである。

美術館は、博物館法などに基づいて資料の収集、保存、展示を行う機関であり、美術館が直接的に扱う対象はヒトではなく、モノとしての作品である。

90年代以降、子供のための美術館教育が開始され、社会教育機関として美術館側から発信された教育普及活動が広がりを見せるようになり、これまでの作品解説、講演などのレクチャー形式の教育活動に加えて、造形ワークショップや鑑賞体験を重視したギャラリートークなど、工夫を凝らした教育活動が展開されるようになり、作品を如何にして人々の教育的な財産として機能させるかということへ変遷したのである。³²

今日の美術館は教育機関としての役割を重視し、様々な方法で教育活動を展開している。社会教育の場、生涯学習の場として美術館は、博物館法が定める、研究、収集保存、展示の活動に加えて、美術作品と人々の出会いの場を積極的に創出し、芸術をめぐる人間の営みをより豊かなものにするために主体的に活動する専門的な教育機関となっているのである。

美術館の教育活動としては、次のような項目を挙げることができる。

- ①ギャラリートーク（解説、鑑賞）

学芸員や教育普及担当者などが作品を前にして解

³¹ 独立行政法人国立美術館「2019年度美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」
<http://www2.artmuseums.go.jp/sdk2019/index.html>
(2020年6月閲覧)

³² 上野 行一『美術館教育の教育理念に関する一考察』美術科教育学会誌 20 巻, 1999 年, pp.49-51

²⁹ 文部科学省『小学校学習指導要領解説図画工作編』日本文
教出版, 2018 年, P.125

³⁰ 同上, P.121

説するプログラム。作品や作家、美術史への理解を深めることができ、解説員などを配置し常時行っている美術館もある。また、知識理解型ではなく、対話による鑑賞を取り入れる場合もある。

②造形ワークショップ

技術指導中心ではなく、講師と参加者間のコミュニケーションも重視しながら、様々な創作活動を体験できる。年間のプログラムとして計画している美術館もあれば、展覧会の一環として行われる場合もある。小学生や一般など参加対象を定めるなど、講師が作家の場合や教育普及担当者の場合など、様々な実施形態がある。

③移動美術館

美術館収蔵作品の中でも保存及び作品の状態が美術館外展示に適した作品や作品の複製品(レプリカ)などを館外で展示する事業。地域住民が美術館へ足を運ぶことが難しい場合などを配慮して計画されている。

④体験コーナー

展覧会では鑑賞活動が中心となるが、展示室の一角や展示室に付随する部屋に体験コーナーを準備し、作品の技法や様々な表現方法を、簡単な創作で体験し鑑賞体験を深めることができる。

⑤公開制作

美術館は完成した作品を資料として展示する場であるが、作家を含めた制作の過程も展示するという考え方が背景にある。

⑥講座(美術史、創作)

展覧会に付随あるいは連続講座などで、作家や作品、それらの美術史における学術的な研究などについて学ぶ講義形式を主としたプログラム。また、創作講座なども行われているが、これらは前述のワークショップよりも、技術を学ぶ要素が強い。

⑦美術館内で使用する教材の作成(セルフガイド、ワークシート等)

紙媒体の資料や情報機器を用いて、いつでも鑑賞や美術の学びを深められるように多くの美術館でこれらの教材が用意されている。展示室内で作品を前にして取り組めるものや展示室外や持ち帰り、資料として活用できるものなどに用途を分類できる。「子供向けガイド」など、年齢や対象を絞って作成されているものもある。

⑧学校への貸し出し教材の作成(アートカード、アートゲーム、作品の複製品等)

図画工作・美術で活用できる教材を作成している美術館もある。主に収蔵作品のカードを地域の学校などに提供し鑑賞の授業で活用できるアートゲームなどの提案も行われている。また、移動美術館でも用いる複製品の貸し出しを学校に向けて行っている美術館もある。

美術作品に親しんだ経験や、作品鑑賞に求める期待も異なる様々な個に向けた教育とともに、資料としての作品を軸に多様な人々へ向けた教育を展開する。学校教育と異なる点は対象となる年齢層が限定されないことや、学校の授業では評価を行う点にある。しかし、学校と美術館は、異なる志向の教育を展開しているからこそ、連携することによって、深く豊かな体験に基づく主体的な鑑賞活動を行え、地域の教育資源として、美術館で美術作品の実物を鑑賞した体験を生かした題材や授業計画の充実が求められる。

おわりに

「美術による教育」が、「思考力・判断力・表現力」の育成と「21世紀型スキル」や「キー・コンピテンシー」で主張される理念や考え方を既にも実践してきたこと、これからの知識基盤社会において求められるイノベーションや予測を超えた問題の解決に柔軟に対応できる人間に求められる資質・能力の育成に不可欠な教科であることを、改めて共に確認したいものである。³³

造形(美術)教育では、創造活動を通して視覚世界の再創造・再構築をすることで、「自己表現」が目指されてきた。自己表現することは、自己効力感を高め、自己アイデンティティを確立する上で重要なことである。造形(美術)教育がどのような資質・能力の形成につながるのかは、平成29年度版学習指導要領に明示されているが、子供サイドでの「造形的な見方・考え方」を働かせること、すなわち、感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージを持ちながら意味や価値をつくりだすことが重視されているのである。そのためには、教師側で表現する楽しさを味わわせ、創造することへの興味・関心と表現への自信を育てる「主体的・対話的で深い学び」に向けた学習過程(学習方法)の工夫が不可欠であると考えられる。

引用および参考文献・資料等

- ・文部科学省 『小学校学習指導要領(平成29年告示)』 東洋館出版社、2018年
- ・文部科学省 『小学校学習指導要領解説 総則編』 東洋館出版社、2018年
- ・文部科学省 『小学校学習指導要領解説 図画工作編』 日本文教出版、2018年
- ・コエテコ編集部「STEM教育とは? 21世紀型の新しい教育」<https://coeteco.jp/articles/10070>
- ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(平成20年1月17日中央教育審議会答申)」資料11「生きる力」と

³³ 文松尾智明『21世紀型スキルとは何か — コンピテンシーに基づく教育改革の国際比較 —』2015年、明石書店

資質・能力について

- ・前田秀樹 『言葉とあるものの声』 青土社, 2007年
- ・文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 『評価規準の作成, 評価方法等の工夫改善のための参考資料【小学校 図画工作】』 教育出版, 平成23年11月
- ・ローダ・ケロッグ(著), 深田尚彦(訳) 『児童画の発達過程—なぐり描きからピクチュアへ』 1971年, 黎明書房
- ・篠木麻希 『描画に対する苦手意識と上手下手に関する考察』, 2009年, 大学美術教育学会誌 第42号
- ・美術教育連絡協議会「美術教育の充実に向けての要望書」
http://www.artedu.jp/link/?action=common_download_main&upload_id=435
- ・福本謹一 『芸術教育の世界的な動向分析と課題 - ユネスコ芸術教育会議2006を中心にして -』 大学美術教育学会誌 39号, 2007年
- ・文化庁 『文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)(平成十三年十二月七日公布)』
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho.html
- ・独立行政法人国立美術館 「2019年度 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修」
<http://www2.artmuseums.go.jp/sdk2019/index.html>
- ・上野 行一 『美術館教育の教育理念に関する一考察』 美術科教育学会誌 20巻, 1999年, pp.47-57
- ・松尾智明 『21世紀型スキルとは何か —コンピテンシーに基づく教育改革の国際比較—』, 2015年, 明石書店
- ・文部科学省 中央教育審議会「新学習指導要領の趣旨の実現とSTEAM教育について—「総合的な探究の時間」と「理数探究」を中心に—」 2019年,
https://www.mext.go.jp/content/1421972_2.pdf

